

武蔵村山市まちづくり審議会（平成26年度第2回）

平成27年2月13日（金）
午前10時～ 405会議室

開 会

議題1 武蔵村山市まちづくり条例の見直しについて

- (1) 地区まちづくり計画制度における認定基準について
- (2) 狭山丘陵景観重点地区における景観重点基準について
- (3) 開発事業の範囲における戸建賃貸住宅の適用について

議題2 その他

閉 会

【議題1】 武蔵村山市まちづくり条例の見直しについて

武蔵村山市まちづくり条例 附則 抜粋

(検討)

11 市長は、この条例の施行後3年以内に、まちづくりに関する社会情勢の変化を勘案しつつ、この条例の運用の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

(1) 地区まちづくり計画制度における認定基準について

配布資料

- ・パンフレット「地区まちづくり計画をつくろう」
- ・武蔵村山市まちづくり条例の運用状況 資料2-1
- ・多摩26市におけるまちづくり準備会の認定基準 資料2-2
- ・多摩26市におけるまちづくり協議会の認定基準 資料2-3
- ・多摩26市におけるまちづくり計画の認定基準 資料2-4
- ・近隣市におけるまちづくり協議会等に対する助成制度
資料2-5

◎見直しについての事務局案

地区まちづくり計画制度の認定基準については、他市と比較しても厳しいものではないため、制度自体の見直しは行わず、制度についての周知を、市報、市ホームページ、パンフレットを使用して引き続き行っていくこととする。

(2) 狭山丘陵景観重点地区における景観重点基準について

配布資料

- ・パンフレット「武蔵村山市狭山丘陵景観重点地区ガイドライン」

◎見直しについての事務局案

景観重点基準については、運用開始からおおむね1年しか経過していないことや、届出者が基準を遵守していることから、今後の運用状況を踏まえた上で見直しを行っていくか判断をすることとし、現段階では見直しを行わないこととする。

(3) 開発事業の範囲における戸建賃貸住宅の適用について

配布資料

- ・ 武蔵村山市まちづくり条例の運用状況 資料2-1
- ・ 開発事業の範囲 資料2-6
- ・ 開発事業の基準等 資料2-7
- ・ 開発事業の範囲における戸建賃貸住宅の適用について
資料2-8

◎見直しについての事務局案

戸建賃貸住宅の建築を目的とした宅地造成が、市の特性を生かした快適なまちづくりに与える影響を鑑み、まちづくり条例に基づく開発事業の対象とする。

【議題2】 その他